昭島市告示第３０１号
令和　８年１１月１２日

公　示　送　達　書

昭島市長　　臼　井　伸　介

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項及び昭島市賦課徴収条例（昭和29年昭島市条例第５号）第18条の規定により、下記の書類を公示送達する。

なお、この書類は、市長が保管しており、受領権限を有する者の申し出がある場合は交付する。

記

１　送達を受けるべき者
　　氏　　名　新津　友尉

２　送達する書類の名称
　　令和８年８月27日付け昭市納徴第1917号

（注意）

地方税法第 20 条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに、上記の書類の送達があったものとみなす。